特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和2年2月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務						
①事務の名称	軽自動車税に関する事務						
②事務の概要	地方税法に基づき、賦課期日時点において軽自動車等の定置場を市内に有する所有者に対して、 軽自動車税の賦課を行う。また、所有者からの申請により軽自動車税の減免を行う。						
③システムの名称	軽自動車税システム、収納管理・口座管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバ						
2. 特定個人情報ファイル	2. 特定個人情報ファイル名						
軽自動車税情報ファイル、徴り	収・滞納整理関係情報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用範囲)第1項及び別表第一の16の項						
	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条						
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携						
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(主施する)(主施する)(主施しない)(主施しない)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)(主を)						
②法令上の根拠	<情報の照会の根拠> ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 <情報提供の根拠> 軽自動車税に係る情報については情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない						
5. 評価実施機関における	5担当部署						
①部署	総務部 税務課						
②所属長の役職名	税務課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求						
請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	田原市役所 総務部 税務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 税務課 0531-23-3509						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	12年2月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	12年2月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
_	項目評価書 施機関については、それ] 1ぞれ重点項目	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及 3)基礎項目評価書及 3)基礎項目評価書の 3)部価書又は全項目評価書において、	なび全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通	じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である	5] 	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネッ	トワークシステ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続			〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
8. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部	5監査
9. 従業者に対する教育・	 各			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行って	いる]	<選択肢> 1)特に力を入れて行 2)十分に行っている	っている

変更簡所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	公表日	平成27年11月11日	平成29年6月30日	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号及び別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120 の項)	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号及び別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 22の2, 23, 24, 25, 26の3, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2, 59条の3)	事後	
平成29年6月30日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 富田 成	税務課長 永井守彦	事後	
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年6月30日	2. 取扱者数	平成27年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成30年6月30日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 永井守彦	税務課長 伊藤敏和	事後	
平成31年2月28日	Ⅳリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー クシステムを通じた入手を除く。) 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報アイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ホットワークシステムを通じた提供を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特報個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年2月1日	I -1-③システムの名称	軽自動車税システム、総合収納管理システム、行政基本システム、統合宛名管理システム、 中間サーバ	軽自動車税システム、収納管理・口座管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、 宛名管理システム、中間サーバ	事前	システム更新に係る 再実施による